県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則(平成24年岩手県規則第75号)の一部を次のように改正する。

改正前 (道路標識の寸法)

表の右欄に掲げる寸法を標準とするものとする。

番号	ンチメートル)
(117002 - A)	[略]
(118Ø 3 − A)	[略]
(118Ø3−B)	
(118O 4 - A)	
$(118\mathcal{O}4 - B)$	
$(118\mathcal{O}4 - C)$	
(118 <i>O</i>) 4 - D)	
	$ \begin{array}{c} (118\mathcal{O} \ 3 - A) \\ (118\mathcal{O} \ 3 - B) \\ (118\mathcal{O} \ 4 - A) \\ (118\mathcal{O} \ 4 - B) \\ (118\mathcal{O} \ 4 - C) \end{array} $

2 [略]

第15条 [略]

2 • 3 「略]

4 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道|4 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道 府県番号((118の2-A))」、「総重量限度緩和指定道 路」、「高さ限度緩和指定道路((118の4-A)及び(118 の4-B))」及び「まわり道」を表示する案内標識並びに 警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別 の必要がある場合にあっては、前条第1項の表に定める寸法 (前項の規定に基づき横寸法を拡大する場合にあっては、当 該拡大後の寸法) 又は条例第46条第1項第2号に定める寸法 の1.3倍、1.6倍又は2倍にそれぞれ拡大することができる。

5~7 「略]

(道路標識の文字等の大きさ等)

第16条 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「┃第16条 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「┃ 入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通 称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地 点((114−B))」、「非常電話」、「待避所」、「非常

改正後

(道路標識の寸法)

第14条 次の表の左欄に掲げる案内標識の寸法は、それぞれ同 | 第14条 次の表の左欄に掲げる案内標識の寸法は、それぞれ同 表の右欄に掲げる寸法を標準とするものとする。

案内	標識	寸 法(単位 セ
種類	番号	ンチメートル)
[略]		
登坂車線	(117∅ 3 – A)	[略]
[略]		
総重量限度緩和指	(118O 4 - A)	[略]
定道路	(118 <i>⊙</i> 4 − B)	
高さ限度緩和指定	(118∅ 5 – A)	
道路	(118Ø 5 − B)	
	(118の 5 − C)	
	(118 \mathcal{O} 5 – D)	
[略]		•

2 [略]

第15条 [略]

2・3 「略]

府県番号((118の2-A))」、「総重量限度緩和指定道 路」、「高さ限度緩和指定道路((118の5-A)及び(118 の5-B))」及び「まわり道」を表示する案内標識並びに 警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別 の必要がある場合にあっては、前条第1項の表に定める寸法 (前項の規定に基づき横寸法を拡大する場合にあっては、当 該拡大後の寸法) 又は条例第46条第1項第2号に定める寸法 の1.3倍、1.6倍又は2倍にそれぞれ拡大することができる。

5~7 [略]

(道路標識の文字等の大きさ等)

入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通 称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地 点((114-B))」、「非常電話」、「待避所」、「非常 駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」 「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の4-A) 及び(118の4-B))」、「道路の通称名 」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大き さは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ロ ーマ字にあっては、その2分の1の値)を標準とするものと する。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、 2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大することができる。

「略]

$2 \sim 5$ [略]

6 案内標識の縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するも ので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道 ((120-B)))」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府」 県道番号 ((118の2-A))」、「総重量限度緩和指定道 路」及び「高さ限度緩和指定道路((118の4-A)及び(118の4-B))」を表示するものについては16ミリメート ル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル 、「都道府県道番号((118の2-B)及び(118の2-C))」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリ メートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の 1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20 分の1以上の太さを標準とするものとする。

、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の5-A)及び(118の5-B))」、「道路の通称名 」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大き さは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ロ ーマ字にあっては、その2分の1の値)を標準とするものと する。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、 2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大することができる。

駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」

「略]

$2 \sim 5$ [略]

6 案内標識の縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するも ので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道((120-B)))」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府 県道番号((118の2-A))」、「総重量限度緩和指定道 路」及び「高さ限度緩和指定道路((118の5-A)及び(<u>118の5-B)</u>)」を表示するものについては16ミリメート ル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル 、「都道府県道番号 ((118の2-B)及び(118の2-C))」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリ メートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の 1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20 分の1以上の太さを標準とするものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。